

平成 2 5 年 8 月 2 3 日開会

平成 2 5 年 8 月 2 3 日閉会

第 3 回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

知多南部広域環境組合議会

平成 2 5 年第 3 回知多南部広域環境組合議会定例会会議録目次

8 月 2 3 日（第 1 号）

議事日程	1
出席議員の番号・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
事務局職員出席者	2
開会	2
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
諸報告について	3
一般質問	3
認定第 1 号を上程	10
（提案説明）	10
認定第 1 号を採決	14
閉会	14
会議録署名議員	15

会議に付された件名

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告について
- 4 一般質問
- 5 認定第1号 平成24年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

平成 2 5 年 8 月 2 3 日（金曜日）

第 3 回知多南部広域環境組合議会定例会会議録
（第 1 号）

平成25年8月23日 午前9時30分開会

1 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告について

日程第4 一般質問

日程第5 認定第1号 平成24年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の
認定について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	中村宗雄	2番	榊原伸行
3番	沢田清	4番	山内悟
5番	盛田克己	6番	稲葉民治
7番	加藤久豊	8番	榎戸陵友
9番	鳥居恵子	10番	松本保
11番	磯部輝次	12番	森川元晴
13番	山本和久	14番	中川一
15番	梶田進	16番	佐伯隆彦

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

管理者	榊原純夫	副管理者	片岡憲彦
副管理者	石黒和彦	副管理者	山下治夫
副管理者	榎山芳輝	副管理者	藤本哲史
会計管理者	森昭二	事務局長	小坂和正
事業課長	竹内久訓	専門監	浅川邦治
事務局職員	出口富康	事務局職員	鈴木直樹
事務局職員	澤田拓	半田市環境監	折戸富和
半田市クリーンセンター所長	加藤明弘	半田市環境課長	間瀬直人
常滑市環境経済部長	竹内洋一	常滑市生活環境課長	藤井春彦
南知多町厚生部長	早川哲司	南知多町環境課長	田中章介

美浜町経済環境部長 久野元嗣

美浜町環境保全課長 齋藤 博

武豊町厚生部長 鈴木政司

武豊町環境課長 木村孝士

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

書記長 手 島 齊 書記 滝 本 勝 仁

午前9時30分 開会

議長（中村宗雄議員）

ただいまから平成25年第3回知多南部広域環境組合議会定例会を開会いたします。

開会にあたりまして管理者から挨拶の申し出がありますのでこれを許します。

管理者（榊原純夫半田市長）

皆さんおはようございます。ご多忙の中、そして大変厳しい残暑の中、ご出席をいただきまして心より感謝申し上げます。

平素より当組合の運営に関しまして、深いご理解ご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、広域ごみ焼却施設の建設候補地の選定につきましては現建設予定地及び各市町より選出いただきました三箇所の候補地、併せて四箇所につきまして昨年度から主に経済面について詳細な調査を進めて参ったところでございます。

また、本年度に入り、それぞれの候補地を総合的に比較検討いたしまして、一定の評点を付けて今後、地権者・地元区などの関係者との調整業務を進めて参りたいと考えているところでございます。建設候補地の決定には住民の皆様に十分な説明をし、ご理解を求めていくことが寛容であると考えております。議員各位におかれましても格別なるご支援とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

結びに本日の定例会では平成24年度の決算認定議案についてご提案をさせていただいております。事務局から後刻説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、認定賜りますようお願い申し上げ、はなはだ簡単ではございますが開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（中村宗雄議員）

ただいまの出席議員は、全員でありますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした通りですのでよろしくお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

議長（中村宗雄議員）

日程第１、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第７５条の規定により、加藤久豊議員、佐伯隆彦議員を指名します。

日程第２ 会期の決定

議長（中村宗雄議員）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日としたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

日程第３ 諸報告について

議長（中村宗雄議員）

日程第３、諸報告についてを行います。

議案説明のため、地方自治法第１２１条の規定により、管理者、副管理者を始め関係職員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から議長のもとに、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、平成２５年４月から平成２５年６月分までの例月出納検査結果報告書の提出があり、お手元にお配りした通りですので、これをもって報告とかえます。

日程第４ 一般質問

議長（中村宗雄議員）

日程第４、一般質問を行います。

お手元にお配りした通告一覧の順に行います。山内悟議員の発言を許します。

4 番（山内 悟議員）

先に通告させていただいております内容についてお伺いします。主題は広域ごみ処理施設建設候補地についてです。要旨としまして、一点目に広域ごみ処理施設建設候補地の取り下げの経緯についてお伺いします。

去る 7 月 26 日の知多南部広域環境組合議会臨時会後に開かれた組合議会議員連絡会議において候補地 C の取り下げが報告されました。その経緯についてお伺いします。

二点目としまして、その他各候補地も住民説明会を十分に行っているかどうかについてお伺いします。

三点目としまして、その中でどのような意見が出されているか、またそれがどう反映されているかについてお伺いします。

四点目に住民の了解を取り付けているかどうかお伺いします。

要旨 2 としまして広域ごみ処理のあり方についてお伺いします。ごみ減量の取り組み、広域ごみ処理のあり方、どうあるべきかという内容であります。この 2 市 3 町で構成する当知多南部広域環境組合でも、ごみ減量についての取り組みについては大きな格差があるように感じています。それは先の議会でも私、指摘した通りなんですけども、人口で割り戻した一人当たりのごみ出し量についていいますと、県下でも当組合議会の自治体がトップクラスに入っております。確かに観光客の落としていくごみなどのごみも厄介な問題として存在しますが、そういうことについては理解もしますけど、それだけかどうかこの点を見逃しておいて、ごみ量が多いからといって大型ごみ処理施設を造ればいいということにはならないと感じております。したがって一点目として各構成自治体の一人当たりのごみ量と分別の種類、リサイクル率についてお伺いします。

二点目に各構成自治体のごみ減量の取り組みの施策についてお伺いします。

三点目にごみ量の現状と今後、どの程度ごみを減らすことができればどの程度、炉を小さくできるのかについてお伺いします。以上です。

事務局長（小坂和正君）

それでは山内悟議員のご質問、主題 1 広域ごみ処理施設建設候補地について要旨 1 広域ごみ処理施設建設候補地の取り下げの経緯についての一点目、去る 7 月 26 日開催の議員連絡会議において候補地 C の取り下げが報告されたがその経緯と理由についてお答えをいたします。建設候補地の取り下げにつきましては、候補地を挙げた市町からの取り下げの依頼に基づくものでございます。また、その理由は候補地を挙げる際、組合が提示しまし

た代替候補地の選定条件について平成２５年度中に満たせないと該当市町が判断したというものでございます。

次に要旨１の二点目、各候補地は住民説明会を十分に行っているかについてでございますが、候補地を持つ市町ごとの対応としており、候補地の取り組みに違いはありますが一つの候補地においては地元説明会を三回行っております。次に要旨１の三点目、その中でどのような意見が出されているか、また反映されているかについてでございますが、説明会では、収集車両の台数がどの程度なのか、今後のスケジュールはどうなっているのか、大地震に対する対策はどのように考えているか、土地の所有者との交渉状況など様々なご意見ご質問が出されております。これらの質問におきましては、説明会の時点では候補地の一つであるため詳細な検討がされておらず、質問内容に明確なご回答ができない状況であったことを、説明会を開催いたしました市町より報告を受けております。次に要旨１の四点目、住民の了解を取り付けているかについてでございますが、現時点においては住民の了解はいただいている状況でございます。

続きまして要旨２広域ごみ処理のあり方についての一点目、各構成自治体の一人当たりのごみ量と分別の種類、リサイクル率についてお答えいたします。平成２３年度愛知県的一般廃棄物処理事業実態調査、これは各市町の統計を愛知県でまとめたものでございますが、その中のごみ排出状況総括表におきましては一人一日当たりのごみ量は、半田市１，０３７グラム、常滑市１，１１２グラム、南知多町１，５７９グラム、美浜町１，３１５グラム、武豊町１，０３２グラムとなっております。また、分別の種類は構成自治体共通の分別区分といたしましては、可燃ごみ、不燃ごみ及びペットボトル、各種びん・缶類などの資源ごみの分別を実施しております。また、半田市、常滑市、武豊町では、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別を実施しております。リサイクル率は同じく平成２３年度の実績数字ですが、ごみ排出状況総括表におきまして半田市２４．９％、常滑市１５．５％、南知多町１１．３％、美浜町１３．８％、武豊町２５．１％となっております。次に要旨２の二点目、各構成自治体のごみ減量の取り組みの施策については構成自治体の共通の取り組みといたしましては、ごみの発生抑制、再利用、再生利用促進のための方策などを広報誌、ホームページ、リーフレット等の配布により住民・事業者への啓発事業として行っております。構成自治体それぞれの具体的な取り組みといたしましては、半田市では使用可能な家具等を展示販売する「もったいないバザール」の開催、剪定枝粉碎機（枝を粉碎する機械）貸し出し事業によるごみの減量化等、常滑市では家庭可燃ごみの収集の

有料化、南知多・美浜町では容器包装リサイクル法に基づく分別収集による資源の再利用の促進に向けての取り組み、武豊町では資源回収拠点武豊エコステーションの整備により資源ごみを出す利便性の向上を図ることなどを行っております。次に要旨２の三点目、ごみ量の現状と今後どの程度ごみを減らすことができればどの程度炉を小さくできるかについてですが、焼却処分するごみ量の現状は平成２４年度においては年当たり約８６，０８１トンで、対応する焼却炉の規模を算定しますと３２０トンの規模になります。平成２９年度のごみ量の目標推計値は７６，２８６トンであり、対応する焼却炉の規模は２８３トンと５年間でおよそ３７トン分の施設規模を小さくする減量目標を掲げておる状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

４番（山内 悟議員）

候補地Ｃの取り下げたことを別に問題にしてるわけではないんですけども、その取り下げの理由が、住民の理解を平成２５年度以内に同意を取る事が難しいという話が見えます。それで他にもですね、市街化調整区域にある所が二箇所あるんですけども、その住民説明会が十分に行われているのかという疑問があったからお聞きしたんですけども、実際に行われている所は一箇所だという話であります。その中で、十分に説明できてないというようなお話もありましたけども、資料だとかは十分に住民に示していかなきゃならないと考えますけども、それは市町の取り組みということになるわけ、あ、そうか、すいません。当組合は住民説明会にはどういう関わり方、またいつ当組合としての説明会は行われるスケジュールになるのでしょうか。

事務局長（小坂和正君）

現在、四つの候補地がございまして、候補地の段階では各市町に対応をお願いしています。ただ、これがある程度候補地が絞られてきまして、一つの予定地に決定した段階では組合として、その市町と共同で住民説明会を行って、住民の皆様にご理解をいただいきたいと考えております。

４番（山内 悟議員）

その段階になったら当組合が主体となって説明会を行うということですけども、現状でも住民の理解と納得を得るためにも十分な準備とそして十分な説明責任を果たしていく必要があると考えます。ただ一部にお聞きしますと、反対をするためにはどんな手続きを取ったらいんだという意見が出ていたり、また先ほども答弁にありましたけども、ごみ収集車の疑問や環境アセスメントの疑問だとか大震災の時にそういう場所でもいいのかという

疑問が出ていると聞いていますので、そういうところでいうと当組合も当該市町の住民説明会にきちんと責任を負うべきではないかと思うのですがどうでしょうか。

事務局長（小坂和正君）

今回、候補地を選定する、短期間の間に候補地を決定しなければいけないということで、基本的には地権者との同意、地元の同意は候補地を挙げる市町が基本的に取りれるという条件のもとに候補地選びが始まっていますので、当然、その市町から相談があれば組合としてもいろんな資料は出していきますけども、決定するまでは市町の責任において今回の候補地の決定の準備は進めていきたいと考えています。ただ、だからといって組合は何にも候補地の件についてタッチしないというわけではないんですけども、基本的には各市町の責任において候補地を選出してきていただいたものを今、調査・検討しているという段階でございます。

4 番（山内 悟議員）

分かりました。次の要旨 2 の広域ごみ処理のあり方についてお伺いします。先ほど各構成自治体別の一人当たりのごみ量をお聞きしました。ちょっと美浜のですね、数字を書きもらしたので、もう一度教えて欲しいのが一点と、それからこの今の段階での数字、それぞれ一人当たり割り返すと、アンバランスがあります。これについてどう考えてどう見ているかお伺いします。

事務局長（小坂和正君）

まず美浜町の数字ですが一人当たりのごみ量は 1,315 グラムです。この数字をどう考えるかということですが、ごみ量の統計にはいろんな数字がございまして、今、公表しているこの半田が 1,037 グラムというごみ量は、実はごみの総量でございます。ですから資源のごみも含まれています。集団回収等によるごみを含む総量ですので、資源も含まれている数字です。それで、組合としては組合が一番問題としているのは、その焼却するごみ量、この数字から資源を抜いた実際燃やさなければいけないごみ量というのは、また別の数字がございまして。そういうところでその焼却しなければいけないごみ量の中にも、一般の生活系の家庭から出るごみと事業系のごみがございまして。ですから、先ほども山内議員がいわれたように、南部では例えば観光によって事業ごみ、生活系のごみよりも事業ごみが例えばたくさん出たり、海岸線が沢山ありますので、そういうところの漂着ごみ、そういう理由もありまして、一人当たりの人口割にすると数が大きくなってくることがございますが、組合の中では内部として生活系のごみ、住民さんが出すごみはなるべく数字を

近くしていきましようという議論は過去にございました。それで、実はこの広域は循環型社会形成推進交付金を活用して施設を整備するという事業でございまして、その循環型社会形成推進交付金を国から受けるためには地域計画といいまして、現在、平成25年から29年までの計画を国に出して承認を待っている状況でございます。その中で、どのような減量施策を打って目標をどのようにするかということは、各2市3町の施策を掲載しまして進めているところです。ですから施設整備は、減量化の中の一環として施設を整備していくという計画でございますので、その地域計画が国の承認がございましたら皆さんにご提示して示していきたいと考えております。

4番（山内 悟議員）

今、循環型社会形成推進交付金をもらうために相当厳しい内容の取り組みが必要じゃないかと感じています。先ほどのごみ量も聞きますとね、では一人当たりの排出量では比べることができないなら、燃やさなければならぬごみ量というのは、各市町別で分かるのでしょうか。

事務局長（小坂和正君）

同じ県の調査ですが、処理しなければならない一人一日当たりのごみ量の人口割ですけども、半田市は787グラム、常滑市が939グラム、南知多町が1,419グラム、美浜町1,159グラム、武豊町849グラム、これが23年度の愛知県が取りまとめた数値の公表数字でございます。先ほどもいいましたように、これは生活系の一般家庭ごみと事業系のごみを合わせたものを人口で割ったものでございます。

4番（山内 悟議員）

特殊な要因があるかもしれませんが、やっぱりここでもアンバランスがありますね。倍以上開きがあるところもありますので、ここもきちっとして見ていく必要があると思っています。ところで、ごみの減量で先ほど平成24年には年間86,000トンのごみに対して炉は320トン必要だったと、ところが平成29年度目標でいえば76,286トンで283トン級の炉で間に合うという答えでした。これは37トンの減量ということになるわけですけども、こういう努力が大事だなと思いますけど37トン例えば炉が小さくなると、それは金額に換算してどのくらい節約した事になるんでしょうか。その炉の建設費用でいうと。

事務局長（小坂和正君）

一般的に言われているものはトン当たり5,000万という単価で施設規模の見積りは

出されていることが多いのですが、これも例えば500トンと200トンでは単価が違いますし、経済状況、その時の需要と供給のバランスがございますので、一概にはいえませんが、一般的には5,000万と今までは言われておりました。

4番（山内 悟議員）

ごみ量はね、平成12年からずっと全国的に減っています。愛知県も減っています。しかし昨年度増加に転じた、一部、という報道を見ました。そう見ればずっと減らしてきたんですけども、それは今の経済不況の反映もきっとあるんでしょうけども、減ってきたけども今、増加に転じたということです。ですから私たちのやっぱり住民意識の向上だとか、ごみ減量の取り組みだとか加速させる必要がありますし、先ほどの交付金をもらうことにも、現状ではなかなか厳しいんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

事務局長（小坂和正君）

実はこの知多南部広域環境組合は、ごみ処理施設の建設管理・運営を目的とした組合でございまして、収集運搬であったりごみの減量施策については各市町の事務として残っていますので、組合としてその計画以上のごみを持ってきて、処理してくださいというのは当然無理なことです。その規制はかけますが、組合が直接、減量化施策を打つということとはできない組合なんです。ですから各市町協力のもと、計画に沿った減量を進めてその計画に沿ったごみ量を焼却施設に運んでいただく。それが例えば計画以上のものをどこかの町が持ってくれば、それは施設がオーバーフローしてしまいますので、そういったところはきちんと組合としてチェックしていくものだと考えていますけども、そういう状況でございます。

4番（山内 悟議員）

そういう話、炉の建設だけがこの建設事業の任務だという話ですけども、私は国の循環型社会形成推進交付金ももともとごみの循環社会を目指すという目的で作られている交付金で、ごみを減らす3Rの推進、それも当然その趣旨に入っていると思っております。ところで時間がないのであと一点だけ、広域ごみ処理施設の建設については全国的にもあちこちトラブルが起きています。日野市だとか白馬だとかこの辺で言うと江南だとかありますけども、そういうところを見ると、やはりそういう紛争を見て当組合としてはどう感じているか、またどうトラブルがないような進め方をしているのかちょっとお伺いします。

事務局長（小坂和正君）

今、いわれたように東京の日野市であったり、近くでいえば犬山江南といったところが

ごみ処理施設の場所等、よそのごみをどうしてうちが受けなきゃいけないんだという紛争が起きている事実はございます。ただ、当組合は当初、ここの半田市クリーンセンターの土地で事業を進める、それがいろんな事情がございまして再度、建設候補地を選定をしている。で、いろんな条件を付けまして候補地を上げてもらって各市町にその対応をお願いしているところですが、当然、地元には十分な理解をいただかなければならないと考えていますので、説明会など、組合とその候補地の該当市町と協力してそれは取り組んでいくべきものと考えております。

議長（中村宗雄議員）

山内悟議員の質問を終わります。

日程第 5 認定第 1 号 平成 2 4 年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の

認定について

議長（中村宗雄議員）

日程第 5、認定第 1 号平成 2 4 年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

当局の提案説明を求めます。

事務局長（小坂和正君）

それでは、ただいまご上程いただきました認定第 1 号平成 2 4 年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。別冊が 1、2、3、4 と右の肩に番号を付させていただいております。別冊 1 が議案、別冊 2 は知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算書、別冊 3 が主要施策の成果報告書、別冊 4 が決算審査の監査委員の意見書となっております。それでは別冊 1、議案書の 1 頁をお願いいたします。

認定をお願いいたしますのは平成 2 4 年度にかかる本組合の一般会計歳入歳出決算でありまして、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。

別冊 2、平成 2 4 年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算書及び別冊の 3、平成 2 4 年度決算に係る主要施策の成果報告書をお手元にご用意をお願いいたします。それでは別冊 2、平成 2 4 年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算書の 3 頁からの事業別明細書には款項目節の予算科目ごとの予算額、収入済額、支出済額等の明細を記載し、

別冊３の主要施策の成果報告書には歳入歳出の款目ごとの予算決算額と事業の成果を記載しております。説明については別冊の３、主要施策の成果報告書をご覧くださいと存じます。成果報告書２頁をお願いします。

１、平成２４年度決算について（１）総括の中段８行目に記載した通り、平成２４年度決算につきましては、歳入決算額１億３,２２１万円、歳出決算額１億３３１万１千円となり、歳入歳出差引額は２,８８９万９千円となりました。歳入歳出科目ごとの決算額は表に記載のとおりでございます。３頁をお願いいたします。歳入について１款、分担金及び負担金についての決算額１億１８５万８千円は半田市始め組合構成市町からの負担金であり、組合規約に規定された負担割合、均等割１０％人口割９０％で算出し、予算通りの収入となりました。各市町ごとの分担金は表に記載の通りでございます。２款、国庫支出金の決算額１,１２３万８千円は循環型社会形成推進交付金であります。３款、繰越金の決算額１,９１０万６千円は前年度繰越金です。続きまして４頁をお願いします。４款、諸収入の決算額８千円は預金利子でございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。１款、議会費、１項、議会費、１目、議会費は予算現額７５万９千円、決算額７２万９千円、執行率９６．０％でした。本会議、議員連絡会議、行政視察の状況は記載の通りでございます。５頁をお願いします。２款、衛生費、１項、衛生費、１目、清掃総務費は予算現額７,２５５万３千円、決算額６,５６２万５千円、執行率は９０．５％でした。清掃総務費の決算額６,５６２万５千円のうち主なものは組合構成市町からの派遣職員人件費負担金、組合雇用の臨時職員の賃金、組合事務所使用料等でございます。市町ごとの派遣職員人件費負担金の内訳は５頁中段に記載の通りでございます。続いて同款同項２目、ごみ処理施設建設費は予算現額５,６７７万８千円、決算額３,６９５万７千円、執行率は６５．１％でした。主な事業はごみ処理施設整備管理運営事業者選定アドバイザー業務委託及び環境影響評価調査業務委託です。これらの委託事業は複数年の契約を結び、事業スケジュールに沿い、各年度ごとの事業を実施していく予定でありました。しかし、ごみ焼却施設建設候補地について、新たな建設候補地を選定し、現建設予定地と費用、スケジュール、リスク等の比較検討を行い、建設予定地を決定することが組合の方針と決められましたため、当初予定していました業務内容に変更が生じまして委託業務が縮小されているため、予算の執行率が低くなっております。６頁をお願いします。３款、予備費、１項、予備費、１目、予備費の執行はありませんでした。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（中村宗雄議員）

提案説明は終わりました。ただ今から質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

15番（梶田 進議員）

二点質問させていただきます。一点目は環境影響評価の決算についてですけど、私はこの組合議会の初めての参加で22年以降のことはほとんど分からなくて、今回初めてですので少し私の頭の中にある経過を述べながら、質問したいと思うんですけど、確かこのクリーンセンターに建設予定地が決まった時に、重金属等の決まる前ですかね、重金属等の検査をしていると思うんですね、それでこの有害物が含まれているということが分かって、その始末をどうするかということで各議会で問題になったと思います。金額の負担とか、その時にですね、そもそも何故その時にダイオキシン類の調査がされなかったかという疑問がまずありました。といいますのは、この広域環境の大型焼却炉を設備することがなぜ起きてきたかといいますと、ダイオキシン類がごみ焼却炉から発生するということがそもそも発端だったと思います。それなのに、なぜそこで他の有害物重金属は検査したのにダイオキシンを検査しなかったかと、ここにまず一つ大きな問題があったと思います。そういうことがあって、実際、平成22年ですかね、この当組合が形成されてこの半田の場所の建設予定地として決められたと、そこで環境アセスが行われて初めてダイオキシン類が検出されたと、そういうことからこの新たな候補地を探すということになったというそういうことを考えますと、この当初、組合が設立される以前の問題は当然、そこできちっとしていただかないと現在環境アセスに、その当時にきちっとダイオキシン類などの検査をされておれば現在の環境アセスの費用が無駄にならなかったと、私はこの新たな候補地を探すことによって、これまでのこの地域の環境アセスの費用が相当無駄になっているとそういうふうに認識しています。その辺りの責任っていうんですかね、どのように考えておられるかっていう点が一点であります。もう一点は行政視察の項目で、4頁にありますけど、これ渡刈のクリーンセンターを行政視察されているわけですけども、ここの処理方式が流動床式熱分解ガス化溶融方式ですね、当組合が計画しているのはストーカ方式の焼却炉ですね、全然処理方式が違う処理場を見学して当組合に何を利益をもたらすかと、議員とか当局が勉強する価値がどの程度あったのか、その評価ですかね、効果その辺りをどのように考えておられるかその二点をお尋ねします。

事務局長（小坂和正君）

それでは梶田議員のご質問にお答えいたします。まず、アセスとその前の調査の問題で

すが、平成２２年度に地質調査を行いました。ボーリングに伴う地質調査、その時は土壌の調査を行いまして、土壌からはダイオキシン類は検出されませんでした。その時、検出されたのは鉛等で、その鉛の処理の問題で２市３町の議会さんであったりいろんな所と調整しまして、その当時はこの土地の借地料というところで落ち着いたということです。ですので土壌からはダイオキシン類は基準以上のものは検出されない状況でした。その後、環境アセスメントの四季調査の中で保有水、土地の中にある保有水からダイオキシン類が検出されたということです、時系列的にいきますと平成２２年の時点ではダイオキシン類は土壌からは出ていなかった。その後、ここのアセスメントの四季調査によってこの処分場の中の保有水、漂っている水の中から検出されたということでございます。あと行政視察でございますが、当組合は、二日間予定の視察と一日の予定の視察を交互に一年ごとに実施するという取り決めで行政視察を組んでおります。それで一日の視察というと地域が非常に限られまして、今回の渡刈の施設は方式ではなくて、非常に良い環境学習施設、その施設を利用してボランティアの人が環境学習にみえる方をボランティア的にお世話していたり、施設に併設されました環境学習の場所を提供するという、そういう施設整備も当組合は目指していますので、そちらの部分を中心に参考にするために視察先として選ばせていただいたものでございます。以上です。

１５番（梶田 進議員）

ダイオキシン類は土壌からは出なかったと、当時、ですけど、当然ですね、敷地として活用する場合は保有水も含まれて検査しなければならないものだという事は、これは認識されていたと思うんですね。認識されていなかったら少々問題があるんじゃないかと思うんですけど、その辺りいかがですか。

管理者（榊原純夫半田市長）

見ていただくと隣に私どもの温水プールの施設がございます。温水プールを造った当時はまだその土壌汚染防止法というものが、あったのかなかったのかまではちょっとあれですけども、法律の規定の中でそうしたことはなく、特に問題なく施設ができました。その後、土地の所有者がきちんと土壌などの改良した後、売却をするだとか使用するだとか土壌汚染防止法、これかなり厳しい基準になりまして、今回この私どもが計画した施設にその法律が該当になるということで、新たにその水質検査などが求められたというふうに考えておりますので、当初、２市３町が集まってこの計画施設についての話し合いが行われた時点では、そうしたものは想定されておりましたので、結果としてそういうもの

が出てきたという認識をしております。以上です。

15番（梶田 進議員）

私の認識では、この土壤検査をやった時点ではその土壤汚染防止法は施行されていたと思います。その以前にですね、東京で六価クロムの問題が出て大きな問題になっていますから、それ以降のあれで当組合の設立前の準備会の時でも施行されていたと思います。今の管理者の答弁はちょっと認識違いではないかなと私は認識しますが、いかがでしょうか。

管理者（榊原純夫半田市長）

全く認識違いではないと理解しております。

議長（中村宗雄議員）

その他ございませんでしょうか。

ないようですのでこれにて質疑を終わります。

これより討論に入りますが、認定第1号について討論はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

認定第1号を採決いたします。本決算は認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

ありがとうございました。賛成多数です。

よって本決算は認定することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議されました事件の議事はすべて終了いたしました。

これにて、平成25年第3回知多南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時16分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 2 5 年 月 日

知多南部広域環境組合議会

議長 中 村 宗 雄

会議録署名議員 加 藤 久 豊

会議録署名議員 佐 伯 隆 彦